

臨床研修病院の募集定員の算定方法 新旧対照表（案）

資料 1 - 2

令和 5 年度算定案	現行
<p style="text-align: center;"><u>令和 5 年度に研修を開始する臨床研修病院の募集定員の算定方法について</u></p> <p>1 <u>令和 5 年度募集定員の基本配分</u> <u>各臨床研修病院の募集定員として、以下の(1)～(4)までの手順により算出した値を基本配分 (=G) として配分する。</u></p> <p>(1) _____ 研修医の募集を行う前年度を基点とした過去 2 年間の研修医の受入実績（他病院で中断をした再開者の受入実績を含む）と研修医の募集を行う年度の前年度の12月末時点の内定数（他病院で中断をした再開予定者を含む。）の最大値（小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算分の受入実績を除く） _____ を各病院の基本定員 (=A) とする。</p> <p>※指定から 3 年（医師少数区域以外の病院は 2 年）を経過していない病院は、受入実績が 0 人であっても A を 2 人とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>臨床研修病院の募集定員の算定方法について</u></p> <p>1 <u>募集定員について</u> <u>各臨床研修病院の募集定員（案）は、以下の（１）～（５）までの手順により算出した値とする。</u></p> <p>(1) <u>各病院の募集定員は、研修医の募集を行う前年度を基点とした過去 2 年間の研修医の受入実績（他病院で中断をした再開者の受入実績を含む）と研修医の募集を行う年度の前年度の12月末時点の内定数（他病院で中断をした再開予定者を含む。）の最大値（小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算分の受入実績を除く）に、医師派遣等加算を加えた数を基本定員 (=A) とする。</u></p> <p>※指定から 3 年（医師少数区域以外の病院は 2 年）を経過していない病院は、受入実績が 0 人であっても A を 2 人とする。</p> <p>(2) <u>(1)における医師派遣等加算については、研修医の募集を行う年度の前年度の12月末時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を 1 とし、5 人増える毎に 1 を加え、80 人以上の場合を13とする。</u></p> <p>(3) <u>(2)にいう「医師派遣等」は、ア～オのすべてを満たす場合とする。</u></p> <p>ア <u>以下の①から③までに掲げる場合のいずれかに当てはまること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">① <u>病院が、当該病院に勤務する医師を出向等により、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;">② <u>病院が、当該病院に勤務経験のある医師を当該病院以外の受入病院との主たる調整役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;">③ <u>病院が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合</u></p>

令和5年度算定案	現行
<p>(2) 各病院のAの値の合計(=A')が、医道審議会医師分科会臨床研修部会において了承された基本となる数(人口又は医学部入学定員に応じた配分)と地域枠(奨学金貸与者数)に基づく配分の合計値(=B)を超える場合は、Aの値を調整する。<u>(按分調整値C=A×B/A')</u></p> <p>(3) 病院が希望する募集定員(=D)が(2)までに計算した値を下回る場合はCの値を各病院の募集定員案(=E)とする。</p> <p>(4) 小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算として、基本定員(A)の値が20人以上の場合に小児科研修プログラム2人分、産科研修プログラム2人分を加算(=F)する。</p>	<p><u>イ 対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること。</u></p> <p><u>ウ 受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること。</u></p> <p><u>エ 各都道府県に設置されている地域医療対策協議会や関係する地方公共団体などの意向を踏まえた医師派遣等であること。</u></p> <p><u>オ 開設者が同一の病院間において行われている医師派遣等や、受入病院との相互の交流として行われている医師派遣等ではないこと。</u></p> <p>(4) 各病院のAの値の合計(=A')が、医道審議会医師分科会臨床研修部会において了承された基本となる数(人口又は医学部入学定員に応じた配分)と地域枠(奨学金貸与者数)に基づく配分の合計値(=B)を超える場合は、Aの値を調整する。(=A×B/A')</p> <p>(5) 病院が希望する募集定員(=C)が(4)までに計算した値を下回る場合はCの値を各病院の募集定員案_____とする。</p> <p>(6) <u>新たに基幹型臨床研修病院の指定を受ける場合は、初めて研修医を募集する年度の研修医の募集定員を2人とする。</u></p> <p>(7) 小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算は、(3)まで計算した値_____が20人以上の場合に小児科研修プログラム2人分、産科研修プログラム2人分を加算_____する。</p> <p><u>※後述2に定める都道府県調整を行った結果、定員が20人以上となった場合も含む。</u></p> <p>(8) (7)までに算出した定員について、次のとおり調整を行う。</p> <p><u>① 定員が1人の場合、募集定員の下限を2人にするための調整(1人→2人)を行う。</u></p>

令和5年度算定案	現行
<p>2 <u>令和5年度募集定員の調整配分</u></p> <p><u>厚生労働省が定める各都道府県の募集定員配分可能数（医師偏在対策のための加算分を除く）から、「1」で算出した基本配分数を引いた値について、以下の(1)~(2)までの手順により各病院に調整配分（=J）として配分する。</u></p> <p>(1) <u>直近3か年の採用実績への配慮（=H）</u></p> <p><u>基本配分数（=G）が希望する募集定員（=D）に満たない病院に対して、基本定員（=A）の値に達するまで、募集定員を配分する。</u></p> <p>(2) <u>医師派遣状況への配慮（=I）</u></p> <p><u>2-(1)までに算定した募集定員の配分数が希望する募集定員（=D）に満たない病院であって、かつ研修医の募集を行う年度の前年度の12月末時点における常勤の医師派遣数が20人以上である病院に対して、募集定員2人を上限に加算する。</u></p> <p><u>なお、ここでいう医師派遣とは、次の要件を全て満たす場合とする。</u></p> <p>ア <u>以下の①から③までに掲げる場合のいずれかに当てはまること。</u></p> <p>① <u>病院が、当該病院に勤務する医師を出向等により、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合</u></p> <p>② <u>病院が、当該病院に勤務経験のある医師を当該病院以外の受入病院との主たる調整役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合</u></p>	<p>② <u>医師少数区域内の病院で、基幹型臨床研修病院の指定基準を満たし、かつ、協力型臨床研修病院として2年間研修を行ったことに相当する実績がある場合、定員が0人であっても募集定員を2人とする。</u></p> <p>③ <u>研修体制に不適切な事例（アルバイト診療等）があった場合は、募集定員の減員を行う。</u></p> <p>2 <u>都道府県調整枠の配分について</u></p> <p>(1) <u>厚生労働省が定める各都道府県の募集定員配分可能数を超えない範囲で各病院に追加配分できる募集定員数は、都道府県の募集定員配分可能数と別途調整（1-(8)-①）の合計から前述1で算出した各病院の募集定員（案）を引いた数とする。</u></p> <p>(2) <u>各病院の募集定員の調整は、次のとおりとする。</u></p> <p>① <u>追加配分する場合は、追加配分を受ける病院の同意を必要とする。（県内の全ての臨床研修病院の同意は不要）</u></p> <p>② <u>ある病院の定員を減らし、他の病院に配分する場合は、双方の同意を必要とする。（県内の全ての臨床研修病院の同意は不要）</u></p> <p>③ <u>1-(8)-①の調整により2人とした病院に追加配分を行う場合、当該調整はなかったものとする。</u></p> <p>④ <u>研修体制に不適切な事例（研修プログラムに定められていない病院等で研修を行った場合など）があり、募集定員を減員した病院から追加配分の要望があった場合は、減員の趣旨を踏まえ、適切に対応する。</u></p> <p>⑤ <u>調整の結果、病院の募集定員を20人以上（1-(4)の調整を行う場合で、特例加算を希望する場合は定員が16人以上）とした場合、別途4人の産科・小児科プログラムの特例加算が追加される。（調整後20人未満とした場合は、特例加算は適用されないもの</u></p>

令和5年度算定案	現行
<p>③ <u>病院が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合</u></p> <p>イ <u>対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること。</u></p> <p>ウ <u>受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること。</u></p> <p>エ <u>開設者が同一の病院間において行われている医師派遣等や、受入病院との相互の交流として行われている医師派遣等ではないこと。</u></p> <p>3 <u>医師偏在対策のための追加配分（M）</u> <u>厚生労働省が定める各都道府県の募集定員配分可能数のうち、医師偏在対策のための加算分について、厚生労働省が定める配分要件*に合致する病院に対して1及び2の合算が希望する募集定員に満たない場合に配分する。</u> <u>なお、配分に当たっては、直近3か年の採用率が高い病院への配分を優先する。</u></p> <p>※配分要件</p> <p>① <u>医師少数区域に所在する基幹型臨床研修病院について、令和4年度よりも募集定員を増加させる場合</u></p> <p>② <u>医師少数区域以外の地域に所在する基幹型臨床研修病院について、当該県内の医師少数区域における研修を12週以上行うプログラムを新設する場合、又はこの条件を満たす既存プログラムの定員増を行う場合</u></p>	<p>とする。ただし、1-(4)の調整を行う場合に、定員が16人以上の場合は希望により特例加算を適用する。)</p> <p>⑥ <u>募集定員が0人の病院に定員を配分する際は、最低2人の定員配分を行う。（1-(8)-②による調整は行わない）</u></p> <p>3 <u>医師少数区域への配慮について</u> <u>募集定員の設定にあたっては、医師少数区域内の病院への影響が最小限となるよう配慮する。</u></p>